

2019年4月9日
逗子市

平成31年逗子市議会第2回臨時会の招集について
平成31年4月12日開会予定の第2回臨時会付議予定事件は、次のとおりです。

1 議案

・議案第25号 専決処分の承認について（逗子市市税条例の一部を改正する条例）（課税課）

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）の施行に伴い、固定資産税の規定について引用条項を修正するとともに、軽自動車税の税率の特例の規定等について改正する要あることから、逗子市市税条例の一部を改正する条例は、緊急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるため提案するもの

・議案第26号 専決処分の承認について（逗子市介護保険条例の一部を改正する条例）

（高齢介護課）

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の施行による介護保険法の改正により、2019年10月の消費税率10%の引き上げに合わせて更に低所得者の保険料の軽減強化をするに当たり、改正する要あることから、逗子市介護保険条例の一部を改正する条例は、緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるため提案するもの

・議案第27号 専決処分の承認について（平成31年度逗子市一般会計補正予算（第1号））（財政課）

福祉会館エレベーターの老朽化に伴う改修工事並びに国の風しんに関する追加的対策として実施する抗体検査及び予防接種等の費用について、その予算措置に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるため提案するもの

（補正額）歳入歳出とも2,192万8,000円の増額（補正後の総額183億192万8,000円）

歳入歳出予算の補正についての内容は次のとおり。

（歳出）

- ・福祉会館維持管理事業4,713千円を増額
- ・感染症予防事業17,215千円を増額

（歳入）

- ・繰越金のほか所要の財源を措置するもの

本件に関するお問い合わせ先
電話046-873-1111（代表）
※各議案の担当課にお尋ねください。

議案とりまとめ担当：総務課
電話046-873-1111（代表）